

# 指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日:平成22年6月30日

評価者:中原区公の施設管理運営調整委員会

## 1. 業務概要

施設名	川崎市とどろきアリーナ
指定期間	平成18年4月1日 ~ 平成23年3月31日
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設全般の管理運営に関する業務</li> <li>・施設設備の利用提供に伴う業務</li> <li>・生涯スポーツ振興事業の実施等に関する業務</li> <li>・施設の維持保全に関する業務</li> <li>・スポーツ行政等への協力業務</li> </ul>
指定管理者	<p>名称: スポーツ施設管理運営体協グループ          &lt;構成団体&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財団法人川崎市体育協会</li> <li>・JFEアーバンプラス株式会社</li> <li>・株式会社横浜アーチスト</li> </ul> <p>代表者: 財団法人川崎市体育協会 会長 齊藤義晴          住 所: 川崎市中原区宮内4丁目1番地2          電 話: 044-739-8844</p>
所管課	<p>中原区役所区民協働推進部地域振興課</p> <p>課長 竹田勇三 (内線:63230) 担当 井上静香 (内線:63360)</p>

## 2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に必要な量及び質のサービスを提供できたか。	<p>地域のスポーツ振興を担う施設として、スポーツ活動の場を提供するとともに、プログラムを含めた参加機会の提供、地域スポーツ活動の支援や意識啓発、地域人材の育成等に積極的に事業展開が図られた。</p> <p>特に指導者講習会の拡充を図るとともに、保育ボランティアの育成にも留意し、子育て期の親のスポーツ活動参加促進のため保育付きの事業の実施を行った。</p> <p>また、平成17年度まで 21:00 であった閉館時間を指定管理制度導入後 21:30 に延長し、かつ事前打合せにより利用時間の延長に対応するとともに、平成17年度に 18 日であった点検日を制度導入後、年 12 日から年 9 日に段階的に削減して開館日を増やし、個人利用とスポーツサウナ利用のセット券(割引有り)を設定するなど、市民の利用機会の拡充や利便性の向上が図られた。</p> <p>指定管理制度導入前の平成17年度から比べ、平成21年度実績では個人利用者が20,076名増加しており、スポーツ教室等事業も、積極的な事業展開により、平成17年度実績の11教室から平成21年度実績では14教室となっており、より多くの市民に対して運動の機会を提供している。</p>
2	当初の事業目的を達成することができたか。	<p>事業計画に基づいた施設の運営がなされた。</p> <p>管理運営の基本方針の具現化のため、「川崎市とどろきアリーナサービス向上指針」を策定し、市民サービスの向上を図ると共に、自己評価・今後の展開・改善案等の検証・検討を行い、「利用者満足度調査」に加え「利用者懇談会」も実施し、事業実施による成果の把握にも努めていた。</p>
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	<p>緊急時の迅速かつ的確な対応のための対応マニュアルを策定し、研修やミーティングを通して周知徹底を図るとともに、設備の定期点検をはじめ、緊急時に使用できるように維持管理し、施設設備全般に対する総括責任者を中心とした安全パトロールが実施され、施設の安全管理が図られた。</p> <p>また、平成21年度については、利用者が心肺停止状態に陥る事例があったが、AED等を使用した職員による適切な心肺蘇生措置が取られ、中原消防署から表彰されるなど、日頃の危機管理対策の成果を発揮し、さらにこれを契機にトレーニング室利用中の事故対応マニュアルを作成するとともに、AEDを1台増備するなど、緊急時に備えた管理運営や常時の安全点検など危機管理体制の推進が一層なされている。</p>

4	さらなるサービス向上のために、どういった教訓や課題が導かれるか。	<p>幼児から高齢者まで市民誰もが地域で気軽にスポーツを楽しめるスポーツの拠点として、生涯スポーツを通じたまちづくりを目指すとともに、市民の健康・体力の維持・増進やスポーツ活動の推進に努め、生涯スポーツの振興を図ることが必要となる。</p> <p>公平で平等な利用を確保し経済効果にも留意した上で、公共性と効率性との両立を目指し、サービス水準の向上と効率的な管理運営による経費節減を図ることが重要である。</p> <p>自己モニタリングやアンケート等の検証、教室終了後の活動支援等についての検討等に留意し管理運営を行わせるとともに、総合型地域スポーツクラブの育成・支援、地域との連携によるスポーツ振興事業のほか、地域の活性化、高齢化対応、子育て支援、障がい者スポーツ振興、健康都市づくりなどの行政課題の解決にも留意し、事業展開を図ることが求められる。</p>
---	----------------------------------	---

### 3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	<p>年度毎、四半期毎の月毎に事業報告書等によるモニタリングのほか、適宜、管理運営事業の実施状況調査(現地ヒアリング等を含む)を行うと共に、管理運営事業の実施に際しての相談・指導、管理運営上の各種問題発生時の対応・指導、その他、施設の適正な管理運営に必要な調整・協議・指導などを実施した。</p>
2	制度活用による効果はあったか。	<p>指定管理制度を導入することにより、民間の技術的・経営的能力を活用し、今日の市民の多様化するニーズへの対応、施設利用者の利便性の向上やスポーツ活動の充実、新たなスポーツ教室事業等の提供、スポーツイベント情報提供等のサービス向上等を図るとともに、事業展開における指定管理者の創意工夫により、効率的、効果的な業務遂行が成され、市の財政負担の軽減等を図ることができた。</p> <p>※ 市の財政負担としては一般財源ベースで直営時 344,785 千円から制度導入後 292,000 千円となり、約 15%の削減が図れている。</p> <p>※ 利用実績でも直営時の平成17年度から比べ、平成21年度では個人利用者が 20,076 名増加しており、より多くの人に運動機会を提供できたことの数的成果がでている。</p>
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	<p>大きな改善点はない。</p> <p>課題としては、市の大規模施設中長期保全計画と維持管理業務とのすり合せや、指定期間中の市の行う修繕計画上の工事実施・管理についてのリスク分担等に留意することが必要である。また、経年劣化しているスポーツ器具等の備品更新や経費の平準化や維持管理の効率化に向けて備品のリース化の検討が必要である。</p>
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	<p>指定管理者制度の導入により、利用者へのサービスの向上及び財政負担の軽減等が図られ、民間活用の成果が示されていることから、現時点では指定管理者制度の継続が最適と考えられる。</p>

### 4. 今後の事業運営方針について

<p>公の施設としての理念を尊重し、社会体育施設としての役割を果し、地域のスポーツ振興を担う施設として、スポーツ活動の場を提供するとともに、プログラムを含めた参加機会の提供、地域スポーツ活動の支援や意識啓発、地域人材の育成など、地域のスポーツ振興に必要な事業について積極的に事業展開していくことが必要である。</p> <p>幼児から高齢者まで市民誰もが地域で気軽にスポーツを楽しめるスポーツの拠点として、生涯スポーツを通じてのまちづくりを目指すとともに、市民の健康・体力の維持・増進やスポーツ活動の推進に留意し、地域における生涯スポーツの振興を図る。また、公平で公正な利用を確保しつつ、経済効果にも留意し、公共性と効率性との両立を目指すよう努め、サービス水準の向上と効率的な管理運営を目指す。</p> <p>全市的な課題として、総合型地域スポーツクラブの育成・支援、地域との連携によるスポーツ振興事業のほか、地域の活性化、高齢化対応、子育て支援、障がい者スポーツ振興、健康都市づくりなどの行政課題の解決にも留意した施設運営を図っていくことが必要となる。</p>
--